農事組合法人　いなき

事　業　概　要

設立平成18年10月12日

地域を守りゆとりある農業と潤いのある里づくり

豊かな自然に帰りたくなる里づくり

安らぎのある暮らしやすい里づくり

〒739－2106　東広島市高屋町稲木605－9番地
TEL　(082) 430－8011
FAX　(082) 430－8012

農事組合法人　いなき　設立経過

平成１７年

３月２１日	法人化ついて検討　（説明会開催について） 稲木区区長・区役員・行政区長・農区長・中山間役員
３月２７日	第１回勉強会　アンケート調査・参加戸数５１戸
７月１０日	第２回勉強会　アンケート調査集約・参加戸数４３戸
９月　４日	第３回勉強会　講師　農事組合法人重兼農場　本山組合長 設立準備委員会設置　１２名　（３集落）　参加戸数４７戸
１０月　１日	参加農地着色作業　S=1/1000 図面　参加希望農家アンケート調査
１０月２９日	第２回アンケート調査集約　参加基準の決定 利用権設定期間１０年・ほ場条件・途中参加基準等
１１月　５日	参加農地面積集約作業・
１１月１９日	参加農地面積集約作業（１筆調査） 中間面積集約　水田面積３３ｈａ・水張面積２７ｈａ
１１月２６日	農事組合法人かみみなが見学研修　設立準備委員会１２名・地区有識者６名
１２月　３日	全農家戸数・全農地面積等の調査
１２月　７日	設立にむけて東広島地域事務所、市役所、ＪＡとの懇談会の実施
１２月２３日	事業計画・拠点場所・導入作物検討

平成１８年

１月　７日	営農計画の方向性・導入作物検討、ＪＡ関係者３名参加
１月２２日	定款・規約・利用規定等の検討（素案）
２月　４日	参加資格の基本的条件の再検討
２月１１日	事務所用中古プレハブの解体・運搬作業
２月１５日	東広島地域事務所農林局地域営農課・市役所と営農計画について打合せ（試算）
２月２６日	利用権設定予定農地の現地調査確認、集荷円滑化対策について 全体説明会案内文の作成
３月　４日	法人設立にむけての基本条件の作成、拠点地の造成方法 産地づくり交付金、特別調整促進加算について、 品目横断経営安定対策対応のため準備委員会で２.０ｈａ程度大豆作付決定
３月　８日	中古パイプハウス解体・運搬作業
３月１８日	法人参加の基本的条件の作成　全体説明会準備　18 年産大豆作付け協議
３月２６日	全体説明会　５６名参加同意確認（1/1000 図面に押印開始）
４月　６日	地域事務所より備品払い下げ（机・ロッカー等）
４月　８日	参加者所有地の確認作業
４月２８日	参加者所有地の確認作業　　集荷円滑化対策集計作業（１８年水稲作付）
５月　６日	法人参加者及び面積集計作業　営農計画、施設・機械整備計画
５月１４日	大豆作付け予定地の草刈作業
５月２８日	法人参加面積最終確認
６月　４日	農事組合法人理事・監事の選任方法について　事業計画協議
６月１６日	関係機関打ち合せ（県・市・JA）営農計画、施設・機械整備計画 役員選任委員会開催（設立準備会に委ねる）
６月１８日	大豆作付け予定地の除草剤散布作業
７月　２日	定款・規約修正
７月　８日	理事・監事予定者の選任

７月　９日　大豆作付け予定地の草刈作業（２回目）
７月１６日　午後 1:00 より　農事組合法人かみみなが勉強会　経営計画等について
７月１６日　午後 7:00 より　業務分担の決定
７月２３日　８月６日組合員予定者の説明会打合せ　経営計画協議
７月２５日　関係機関打合せ（西部農業技術指導所）経営計画
７月２９日　大豆播種作業　２.０ha
７月３０日　大豆播種作業　除草剤散布
８月　１日　関係機関打合せ（地域事務所振興課・西部農業技術指導所・市役所農林水産課）経営計画
８月　５日　全体説明会準備　経営計画・特定農用地利用規程等協議
８月　６日　法人参加者全体説明会　基本条件・経営計画（収支計画、資金計画、施設農機具の整備計画）・稲木の農業を考える会規約　４６名参加
８月１９日　設立総会案内・出資金対象地番面積等確認・出資引受書作成
８月２０日　大豆作付地への猪電気柵設置
８月２２日　集荷円滑化対策についてＪＡと最終打合せ
８月２５日　担い手農家との利用権設定解除申請資料作成
８月２６日　定款・規約の確認
８月２９日　広島県農林振興センター打合せ（保有合理化事業・コンバインリース）
９月　２日　設立総会提案資料作成準備
９月　３日　大豆作付け地の草刈作業
９月　９日　設立総会準備
９月１０日　設立総会開催
１０月１２日　設立登記

法　人　の　概　要

1.　法人の名称　　農事組合法人いなき

2.　法人の所在地　東広島市高屋町稲木605－9番地

3. 地区の概要

いなき地区は、東広島市のほぼ中央で中心部から4Km,地区の南側を国道375号が縦断し、山陽自動車道西条インターから1Km に位置する。

地区のほ場整備は昭和54年団体営ほ場整備事業で着手、農用地の99%が昭和63年に完了し、地区の農業環境は飛躍的に改善され生産性も向上した、しかし経営は依然として兼業での個別経営が続けられてきた。

低迷する米価と、主たる農業従事者の高齢化、農業後継者の減少により、農地の遊休、荒廃化が進むことを危惧し、地区の農業と先祖の拓いた農地を守るため、平成17年3月農業生産法人化について本格的に検討を開始し、近隣の先進法人での視察研修、勉強会や指導助言を受け平成18年10月12日設登記をした。

東広島市9番目　県内77番目

法人構成員60戸　加入率78%

集積面積31.1ha　集積率62%　作付面積（水張）26.1ha

4. 設立にむけての基本的条件

1条　組合員参加資格

① 法人設立時に、所有農地を農業経営基盤強化促進法に基づき、10年の期間を定めて、法人に対して利用権を設定しもの、また4条①に該当するものとする。
[所有する農地の一部でも利用権設定すれば組合員になれる]

② 法人設立時に、上記①の農地（登記面積）10アール当たり30，000円に相当する額の出資金を出資したもの、ただし、出資金は1口　金1，000とし、組合員は、出資30口以上を持たなければならない。[出資は分割納入することもできる]

2条　利用権設定条件

① 法人が利用権設定を受ける農地は、原則として稲木土地改良区内及び稲木区内に存する農地とする。

② 稲木区内にあって、土地改良区外の農地の場合、大型乗用機械が入れ、水管理が容易であること。

③ 非耕作地の場合、通常管理してあり林地化・湿地化していないこと、ただし、林地化・湿地化でも平成19年3月末日までに復元済みなら認めるものとする。

④ 利用権設定に伴う地代は、原則として一年間につき（登記面積）10アール当り16，000円を支払うものとする。

⑤ 利用権設定した農地の畦畔の草刈は、土地所有者が年間3回以上行うものとする。

⑥ 利用権設定した農地の水管理者は、法人において選任する。

3条　組合脱退条件

① 利用権設定期間終了時での脱退は自由とし、出資金は全額払い戻すものとする。（無利息）

② 利用権設定期間内においては、出資金と同額の違約金を払うことにより、脱退できるものとする、

なお、出資金は全額払い戻すものとする。(無利息)

4条 その他

① 法人設立から5年間は中途での参加は認めないものとする、ただし、設立から5年目に集積土地面積の見直しを行い、理事会の承認を得て認めるものとする。

(ア) 追加参加の場合 10アール当り金 60, 000円

(イ) 新規参加の場合 10アール当り金 90, 000円

② 法人設立後、法人への作業委託の申し出については、機械作業のみ作業受託するものとする。(受託料金は東広島市農業公社農作業受託料金に準ずる)

③ 作業労務費

オペレーター : 700円／時間

補助作業員 : 700円／時間

作業労務費の払い込みは、毎月末締め翌月払いとする。

④ 組合員の設備償却の促進を図るため、自己機械での作業委託を認めるものとする。(ア) 法人設立から3年間の限定措置とする。

(イ) 作業内容は、耕起・くれがえしのみとし、支払料金は700円／10アールとする。

⑤ 組合員の自家消費米(飯米)は、法人が原則必要量を確保するものとする。

5. 作付け計画

(水稲)		(転作)	
早期コシヒカリ	7. 3ha	小麦	1. 0ha
あきろまん	5. 0ha	キャベツ	1. 0ha
ヒノヒカリ	3. 0ha	かぼちゃ	0. 8ha
夢の華	7. 8ha	丹波黒豆	0. 2ha
計	23. 1ha	計	3. 0ha

6. 今後の取り組みと課題

①取り組み

・引き続き水稲中心とした栽培体系であるが、高品質で安定した生産量を確保するため、耕畜連携により良質な稲わらと、良質な堆肥を交換し土づくりに取り組む。

・キャベツの作付けは1. 0haであるが、10中旬から翌年7ごろまでの長期間にわたる出荷を目標に5品種8つの作型を計画する。

販路は、目安として1. 3Kgから2. 0Kgまでのもの50%程度を箱詰めによる市場出荷、のこりのうち1. 3Kg以下は量販店、2. 0Kg以上のものをお好み焼き・学校給食に出荷し収穫率85%収穫量4, 000Kg／10a以上を目標とする。

②課題

・高品質で安定した農産物の生産をするため、生産技術講習会に参加し栽培技術の向上を図り、適期の肥培、防除や水管理の徹底に努める。

・定年退職者を雇用したいが、年金が65歳からであり、安定した収入が得られるアルバイト先が市内周辺にあるため労働力が流出し確保が困難。

・高齢者、女性は貴重な労働力であり、体力にあった作業の確保拡大。

・地産地消を推進するとともに安定収入を確保するためキャベツの販路拡大(地元のお好み焼き)